

代替措置：医薬分業制度の獣医療への導入と目的

- ① 獣医師と薬剤師がそれぞれの専門性を生かした「薬」のチェックによる安全確認
- ② 獣医師と薬剤師間での医療内容の開示
- ③ 診療簿等の電磁的記録と保存、ユーザーとの交信

①②により薬の乱用・誤認等の医療事故を未然に防ぐ。

③による登録には飼育者の氏名・連絡先・患畜名・処方品目名・数量・日時の記録をし、お薬手帳の発行により、獣医師と飼育者双方で患畜の薬暦管理を実施する。飼育者は患畜の抹消時にはすみやかに報告義務を負う。